○財務省告示第二百八十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月三日　財務大臣　野田　佳彦

第二号中「関する附属書」の下に「（以下「附属書」という。）」を加え、「目的で行う」の下に「取引又は行為に係る」を加え、同号の次に次の二号を加える。

三　居住者が非居住者（イラン政府、イランの法令に基づき設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所又はこれらのもの若しくはイラン国籍を有する自然人により実質的に支配されているものに限る。）との間で行う生命保険以外の保険に係る役務取引（附属書第五項(a)(i)(B)に規定する生命保険以外の保険に係る元受保険又は当該元受保険に係る再保険（同項(a)(ii)に規定する再保険をいう。）若しくは再々保険（同項(a)(ii)に規定する再々保険をいう。）をいう。）であって、イランの核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する活動を指定する件（平成十九年二月外務省告示第九十二号）で定めるものをいう。）又はイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づくイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金の移転防止措置の対象となる活動を指定する件（平成二十二年八月外務省告示第三百六十二号）で定めるものをいう。）に寄与する目的（以下「イランの核活動等に寄与する目的」という。）で行う取引又は行為に係るもの

四　居住者が非居住者との間で行う役務取引であって、次に掲げるもの

イ　イランの核活動等に寄与する目的でイラン関係者（イラン政府、イランの法令に基づき設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所又はこれらのもの若しくはイラン国籍を有する自然人により実質的に支配されているものをいう。以下同じ。）が発行した証券の取得又は譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理

ロ　イランの核活動等に寄与する目的でイラン関係者が発行した証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十三条の二に規定するものを除く。）の取扱い

ハ　イランの核活動等に寄与する目的でイラン関係者が新たに発行する証券の取得の申込みの勧誘の取扱い

○財務省告示第二百八十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月三日　財務大臣　野田　佳彦

第一条　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づき財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を次のように改正する。

第一号中ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヲ　イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行以外の者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議の要請に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行以外の者を指定する件（平成二十二年九月外務省告示第三百九十五号）で定めるものをいう。）（以下「イランの核活動等に寄与し得る銀行以外の者」という。）

第二号中ルをヲとし、ヌの次に次のように加える。

ル　イランの核活動等に寄与し得る銀行以外の者

第三号中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ　イランの核活動等に寄与し得る銀行以外の者

第二条　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を次のように改正する。

第一号中ワをカとし、ヲの次に次のように加える。

ワ　イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議の要請に基づく資産凍結等によるコルレス関係の停止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行を指定する件（平成二十二年九月外務省告示第三百九十四号）で定めるものをいう。）（以下「イランの核活動等に寄与し得る銀行」という。）

第二号中ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヲ　イランの核活動等に寄与し得る銀行

第三号中ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ　イランの核活動等に寄与し得る銀行

附　則

この告示は、公布の日から適用する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年九月六日から適用する。

○財務省告示第二百九十号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月三日　財務大臣　野田　佳彦

第一条　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を次のように改正する。

第一号チ中「行う」の下に「取引又は行為に係る」を加え、同号ヌ中「居住者による外国へ向けた」を「居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた」に、「非居住者による本邦から外国へ向けた支払」を「居住者による非居住者との間の支払等（イランから本邦へ向けた支払の受領に限る。）」に改め、「行う」の下に「取引又は行為に係る」を加え、同号中ルをヲとし、ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ　居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であって、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行以外の者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議の要請に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行以外の者を指定する件（平成二十二年九月外務省告示第三百九十五号）で定めるものをいう。）に対するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

第二条　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を次のように改正する。

第一号中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌの次に次のように加える。

ル　居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であって、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議の要請に基づく資産凍結等によるコルレス関係の停止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行を指定する件（平成二十二年九月外務省告示第三百九十四号）で定めるものをいう。）に対するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

附　則

この告示は、公布の日から適用する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年九月六日から適用する。